

平成 28 年度税制改正に関する意見

平成 27 年 9 月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会 長 柿木 厚司

平成 28 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、政府の経済政策の効果と企業努力の成果などを背景に緩やかな回復基調を辿りつつある。

この景気回復の動きをより確かなものとし、経済の好循環へと繋げるためには、成長の源泉である企業活動を活性化し、積極的な投資と持続的な業績向上を促進する観点から、「成長志向の法人税改革」を早期に実現し、企業の国際競争力を強化する必要がある。早期の経済再生が財政健全化に資する点も踏まえつつ、企業の実質的な税負担を軽減する法人課税改革として、平成 28 年度税制改正においては、以下の項目を要望する。

《重点要望項目》

◎ 法人実効税率のさらなる引下げ

法人実効税率は、近隣アジア諸国や OECD 加盟国では立地競争力強化のために継続的な引下げが行われている。わが国でも平成 28 年度までの税率引下げが決定したが、「20% 台まで引下げることを目指す」改革は道半ばであることから、できるだけ早期に 30% を切る水準を達成すべきである。将来的にはわが国企業が厳しい国際競争を勝ち抜き、経済成長を持続していくためにも、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である 20% 台前半も踏まえ、少なくとも OECD 平均の 25% 程度まで着実に引下げべきである。

税率引下げのための財源確保については、課税ベースの見直し等が検討されているが、法人税制の国際的なイコールフットィングや企業活動への中立性等も踏まえ、さらなる実効税率の引き下げにおいても、実質的な法人課税の負担軽減を実現することが重要である。さらに、平成 27 年度税制改正において税率引下げに伴う財源確保のために縮減された諸制度についても、将来的には本来あるべき姿に戻すべきである。

また、実効税率を構成する地方法人二税については、地方行政サービスの対価としての受益と負担の適正化の観点からも、課税のあり方について検討すべきである。

◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のため企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。さらに、設備から生み出される所得との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、社会保障関係の割合が高まっているなかで応益と税負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

また、成長戦略により、生産設備の新陳代謝を進める企業を支援し、設備投資を増加させるための施策が講じられる中、新たに取得されるすべての機械・装置などの償却資産の保有に対して固定資産税を課すことは政策的に逆行している。少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。一方、主要諸国においては、30%という高い税額控除割合、控除限度超過額に対する長期の繰越あるいは繰越期間内に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国の制度を上回る促進措置が講じられている。

成長戦略で示された「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」の実現に向けては、むしろ広く企業の研究開発投資マインドを底上げする観点から、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について税額控除割合を国際的に優位な水準(30%以上)へ引き上げるべきである。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

「地球温暖化対策のための税」は、平成24年10月1日より施行され、平成26年4月1日より税率が上昇、従来の石油石炭税に上乘せする形で、石油、石炭、LNG等の化石燃料への課税が強化されている。

一方、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、石炭は「環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」、天然ガスは「役割を拡大していく重要なエネルギー源」、石油は「今後とも活用していく重要なエネルギー源」と位

置付けられ、いずれも今後活用していく方向性が示されており、本年 7 月 16 日に決定された長期エネルギー需給見通しにおいても、2030 年度に向けて、これらの化石燃料を一定程度活用する姿が描かれている。

同時に長期エネルギー需給見通しでは、電気料金の上昇により「産業界から悲鳴が上がっている状況」に対して、「喫緊の課題であると同時に中長期的にも安定的に抑制していく必要がある」としている。

こうした中、化石燃料の使用抑制や、エネルギーコストの上昇、ひいては電気料金の上昇に直結する「地球温暖化対策のための税」は、政府が目指す方向に完全に逆行する。

また、環境省は当初、この課税強化による初年度(平成 24 年度)の税収について、半年間で 391 億円の増収としていた。これに対して、実際には原子力発電停止に伴う化石燃料使用の増加に伴い、石油石炭税収は、仮に「地球温暖化対策のための税」としての課税強化(上乘せ)が無かったとしても、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 か年にわたり通年の税収に相当する増収(700～800 億円/年)があったと考えられるが、この増収を何に使い、どのような地球温暖化対策上の効果があがったのか一切検証されていない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、実効性の観点から見ても、存続させる合理性は見出せず、直ちに廃止すべきである。ましてや更なる税率の引き上げは到底容認できるものではない。

なお、「地球温暖化対策のための税」の用途拡大(森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等)や、新たな税の創設には断固反対する。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

《その他の要望項目》

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により、負担水準 60%まで引下げることができることとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。

こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の軽減や適正化、均衡化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化

企業は災害による緊急事態発生時の事業継続の観点から、全国各地の事業所における、地震・津波等の災害への対策を進めている。企業が実施する地震・津波等に係る防災・減災策の強化は、事業所のみならず周辺地域の防災機能の強化にも繋がることから、企業が自ら立案した計画に基づく防災・減災策に対して、税制による広範な支援策を講じるべきである。

こうした支援策の一つである津波対策に資する防潮堤や津波避難施設等に対する固定資産税の軽減措置は平成 27 年度末に期限を迎えるが、企業の行う防災・減災策を継続的に幅広く促進する観点から制度の恒久化や適用条件の緩和を行うべきである。また固定資産税のみならず、防災・減災策に関して期限の定めのない法人税減免措置を設ける等、一層支援の枠組みを拡充すべきである。

○ 国際課税制度の整備

企業の健全な海外事業展開を促進、円滑化し、海外の活力を取り込むというわが国の成長戦略を踏まえ、国際課税制度の一層の整備のため、以下を要望する。

➤ 国際的な租税回避行為等の防止対応における健全な企業活動への十分な配慮

一部の多国籍企業による過度な租税回避 BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) を防止するために、OECD が国際的なルール作りを進めており、日本企業への適用も予想されるが、過剰な規制によって健全な企業活動が阻害されないよう慎重な対応が必要である。

とりわけ、国外関連者との取引に関して各国税務当局へ新たな資料提出を求める指針が示されたことについて、BEPS に無関係な企業が過度に追加的な事務負担を負うことにならないよう、制度整備に際しては十分配慮すべきである。また、追加的な情報提供によって不適切な税務執行が助長されることや二重課税リスクの

増大を防ぎ、各国税務当局へ提出された企業情報の適切な管理が徹底されるよう、国際的な枠組みの整備を進めるべきである。

▶ 外国税額控除制度の拡充

外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→9年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

▶ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率 50% 以上から 50% 超に見直す必要がある。

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

▶ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は平成 11 年度より適用が停止されているが、仮に停止が解除されることとなれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれかねない。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点から、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

▶ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

企業年金制度は公的年金とともに老後の所得確保を図るための制度であり、少子高齢化が進む状況下においては企業年金の拡充が重要である。確定拠出型年金の非課税拠出限度額は平成 26 年度税制改正にて引上げられたもののいまだ低い水準に抑えられている。このような拠出限度額の設定は確定給付型年金にはない税制上の制約であり、制度のバランスを欠くこととなっている。

企業年金に関する取り組みを支援することによって老後の所得を確かなものとし、また制度の中立性・公平性確保や制度の普及を進める観点から、企業型の確定拠出型年金の拠出限度額を撤廃すべきである。

○ 海外投資等損失準備金の延長

わが国鉄鋼業は広範な産業に対して鉄鋼製品を供給し、基幹産業としての役目を担っているが、その主要な原料である鉄鉱石や原料炭は海外からの輸入に依存している。一方、近年は世界的に新興国の鉄鋼生産が拡大しそれに伴って原料の需要も増加しているところである。わが国鉄鋼業が安定的に生産を継続し供給責任を果たすためには、将来的な原料の需給逼迫に備え、中長期にわたる安定的な原料輸入を図る必要がある。

資源・エネルギーの多くを輸入に依存するわが国においてその安定供給は極めて重要であり、高いリスクを引き受けて資源の探鉱・開発事業を行っている企業を支援し、継続的な資源開発活動を促進することで資源・エネルギーの安定供給を図るため、本制度の適用期限を延長すべきである。

- ・ 印紙税の見直し
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長
- ・ 産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 連結納税の地方税への適用
- ・ 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

以 上